

宮津市公報

平成30年3月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

規 則

- 2 宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 3 宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱 1
4 宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱 1
5 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（里波見自治会） 1
6 宮津市議会定例会の招集 2
7 宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱の一部を改正する要綱 2
8 宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱 4
9 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（長江自治会） 5

訓 令

- 1 宮津市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程 5

公 告

- 7 公示送達 7
8 宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者の公募による入札の選定 8
9 条件付一般競争入札の実施（宮津第6 処理分区マンホールポンプ設備工事） 12
10 条件付一般競争入札の実施（府中第1 処理分区マンホールポンプ設備工事（その1）） 15
11 条件付一般競争入札の実施（府中第1 処理分区マンホールポンプ設備工事（その2）） 18
12 認可地縁団体（中村自治会）が所有する不動産に係る登記の特例適用にかかわっての異議を述べる方法等 21

教 育 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集 24
3 宮津市教育委員会臨時会の招集 24
4 宮津市教育委員会臨時会の招集 24

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 1 有権者総数の50分の1の数 25
2 有権者総数の3分の1の数 25
3 有権者総数の6分の1の数 25

農 業 委 員 会

《告 示》

- 3 宮津市農業委員会総会の招集 25

規 則

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2 月 28 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 2 号

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則（昭和63年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第40号）」の次に「及び京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱（平成29年京都府告示第656号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第 3 号

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 2 月 6 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年告示第104号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 隊員が産前産後又は育児のために任期の途中で活動の中断を希望する場合は、当該活動中断期間のうち最長で 1 年を前項の任期に算入しないことができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第 4 号

宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 2 月 9 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市不妊治療等助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市不妊治療等助成金交付要綱（平成15年告示第94号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表男性不妊治療の項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成17年 7 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 大 門 敏 晴
- 3 変更年月日 平成30年2月12日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成30年2月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第6号

平成30年第1回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。
平成30年2月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成30年2月26日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第7号

宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年2月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市マスコットキャラクターイラストの使用に関する要綱（平成29年告示第113号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図（第2条関係）

宮津市マスコットキャラクター「なみちゃん」

イラスト1	イラスト2	イラスト3	イラスト4
			
イラスト5	イラスト6	イラスト7	イラスト8
			

イラスト9	イラスト10	イラスト11	イラスト12
			
イラスト13	イラスト14	イラスト15	イラスト16
			
イラスト17	イラスト18	イラスト19	イラスト20
			
イラスト21	イラスト22	イラスト23	イラスト24
			
イラスト25	イラスト26	イラスト27	イラスト28
			
イラスト29	イラスト30	イラスト31	イラスト32



附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第 8 号

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 2 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成19年告示第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「教育訓練講座」を「自立支援に係る教育訓練を受けるための講座（以下「教育訓練講座」という。）」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 3 条第 1 号中「教育訓練給付」を「教育訓練給付金」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が教育訓練講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に10分の6を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円とし、12,000円を超えないときは給付金は支給しない。
- (2) 受講開始日において前号以外の支給対象者 同号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けることができる一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

第 4 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 受講開始日前に指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受講要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、第 1 項の規定にかかわらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。

第 7 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 一般教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮津市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱の規定は、平成29年 4 月 1 日以後

に受講を修了した教育訓練講座に係る給付金について適用し、同日前に受講を修了した教育訓練講座に係る給付金については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 三 野 勲
- 3 変更年月日 平成30年 2 月18日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成30年 2 月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

訓 令

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 かい

宮津市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程を次のように定める。

平成30年 2 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程 (趣旨)

第 1 条 この規程は、宮津市と与謝野町との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託に関する規約（平成29年告示第124号）に基づいて市長が管掌する戸籍情報システムの事務処理（以下「戸籍電算処理」という。）に係るデータの漏えい、滅失、き損その他の事故を防止するため、当該データの保護及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍情報システム 宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第 1 号）第 2 条第 6 号に規定する電子計算組織で戸籍事務に係るものをいう。
- (2) 端末機 戸籍情報システムのうち、戸籍データの入力、出力等を行うディスプレイ及びプリンタ装置等の機器をいう。
- (3) 戸籍データ 磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に関する記録（その記録の媒体及びその記録を出力した帳票（以下「戸籍記録媒体」という。）を含む。）をいう。
- (4) ドキュメント システム設計書、プログラム説明書、オペレーション手順書その他の戸籍電算処理に必要な仕様書をいう。
- (5) パスワード 戸籍情報システムを操作する者が行う取扱業務を限定するため、あらかじめ割り

当てた暗証番号をいう。

(事務処理の範囲)

第3条 戸籍情報システムにより処理する事務の範囲は、戸籍法（昭和22年法律第224号）その他の法令（以下「戸籍法等」という。）の定めるところにより処理する戸籍データの編成及び記録、記録事項証明書の交付、戸籍に関する統計等の戸籍事務及び戸籍の附票システム、人口動態システム等に戸籍データを提供する戸籍関連事務とする。

(戸籍データ保護管理者)

第4条 戸籍情報システム、戸籍データ、プログラム及びドキュメントを保護し、及び適正に管理運用するため、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置く。

2 保護管理者は、次の事務を所掌する。

- (1) 戸籍情報システムの利用及び管理に関する事務
- (2) 戸籍データ、プログラム及びドキュメントの作成及び管理に関する事務
- (3) その他戸籍電算処理に関する事務

3 保護管理者は、戸籍担当所管課の長をもって充てる。

(戸籍データ取扱責任者)

第5条 保護管理者の事務を補助させるため、戸籍データ取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置く。

2 取扱責任者は、戸籍担当所管係の長をもって充てる。

(端末操作員)

第6条 端末機を操作するため、戸籍担当所管課に端末操作員を置く。

2 端末操作員は、保護管理者が指定する。

3 端末操作員は、端末機の操作により知り得た秘密を他に漏らし、操作目的以外の戸籍データを検索し、又は戸籍データを改ざんし、若しくは消去してはならない。

(戸籍データ等の管理)

第7条 保護管理者、取扱責任者及び端末操作員は、戸籍データ及びプログラム（以下「戸籍データ等」という。）が漏えい、滅失、き損又は改ざんされることのないよう、その保護及び管理に万全を期さなければならない。

2 保護管理者、取扱責任者及び端末操作員は、戸籍データ等を他に漏えいし、又は戸籍事務以外のものに利用してはならない。

3 戸籍データ等は、事故等の発生に備え、その内容を複写したものを予備として備えなければならない。

4 戸籍データは、戸籍届書、申請書等に係わるものに限定し、戸籍法等に定めのない事項は、戸籍データとして記録してはならない。

5 戸籍データのうち、記録しておく必要がなくなったものは、速やかに消去しなければならない。

6 戸籍データは、戸籍法等に定めるものを除き、外部に提供してはならない。

7 プログラムを複写し、廃棄し、又は外部へ持ち出す場合は、保護管理者の許可を受けなければならない。

(戸籍記録媒体の管理)

第8条 保護管理者は、戸籍記録媒体の受払い及び保管について、名称、作成期日、保管期間等必要な事項を台帳に記録しておかななければならない。

2 保護管理者は、戸籍記録媒体を施錠できる所定の保管庫に保管しなければならない。

3 戸籍記録媒体が戸籍法に定められた期間を経過し、又は不要となったときは、速やかに焼却、裁断等第三者が認識できない方法により処分しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第9条 ドキュメントは、常に最新の状態に維持し、適正な管理ができるよう保護管理者が指定する場所に保管しなければならない。

- 2 ドキュメントを複写し、廃棄し、又は外部へ持ち出す場合は、保護管理者の許可を受けなければならない。

(パスワードの管理)

第 1 0 条 保護管理者は、端末操作員に対し、第 3 条に定める事務処理に関し、個別に入力、出力等を制御するパスワードを設定し、付与しなければならない。

- 2 保護管理者は、パスワードの設定、更新、発行、保管等の運用方法を定め、これを厳重に管理しなければならない。

- 3 保護管理者は、パスワードを当該端末操作員以外の者に漏らしてはならない。

- 4 端末操作員は、パスワードを第 3 条に定める事務の範囲及び目的を超えて使用してはならない。

- 5 端末操作員は、自己のパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。

(端末機の操作時間)

第 1 1 条 端末機の操作時間は、宮津市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 4 号）に定める市の休日以外の日における通常の執務時間内とする。ただし、保護管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(事故防止対策等)

第 1 2 条 保護管理者は、戸籍電算処理に係る事故防止対策及び事故発生時の対策を定め、その内容を取扱責任者及び端末操作員に対し、周知徹底を図らなければならない。

- 2 保護管理者は、事故が発生したときは、被害を最小限に留めるよう努めるとともに、直ちに事故の原因及び被害状況等を調査し、及び戸籍法第 1 条に規定する戸籍管掌者に報告し、復旧のための措置を講じなければならない。

(戸籍データ保護会議)

第 1 3 条 戸籍データ等の保護及び適正な管理運用を図るため、戸籍データ保護会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 保護管理者

(2) 取扱責任者

(3) 端末操作員

- 3 会議は、必要に応じて、保護管理者が招集する。

- 4 保護管理者は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させることができる。

- 5 会議の庶務は、戸籍担当課において処理する。

(研修の実施)

第 1 4 条 保護管理者は、戸籍データ等の重要性及び個人情報保護に関する意識の高揚を図るため、取扱責任者及び端末操作員に対して年 1 回以上の研修を実施するものとする。

(その他)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

公 告

宮津市公告第 7 号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年 2 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第 8 号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者を公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

平成30年2月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札物件

物件 番号	設置施設	設置場所	所在地	設置場所 の寸法 上段：幅 下段：奥行	設置 台数	最低年額 使用料	回収 ボックス	特記仕様	担当部署
1	宮津市役所	本館1階 玄関ホール	柳縄手345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	不要	特になし	総務部 財政課 管財契約係 (0772-45-1611)
2	宮津市役所	新館2階 食堂前	柳縄手345-1	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	不要	特になし	
3	宮津市役所	別館1階 北側出入口	本町789	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	不要	特になし	
4	中央公民館	1階ロビー	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	特になし	社会教育係 (0772-45-1642)
5	中央公民館	3階北側	鶴賀2164	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	特になし	
6	観光交流センター (立体駐車場)	1階西側出入口	浜町3006	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	特になし	企画部 観光定住課 定住まちづくり係 (0772-45-1607)
7	観光交流センター (観光案内所)	屋外(西側)	浜町3007	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	・災害対応型の自動販売機であること。 ・自動販売機の色彩は施設の外観に調和したものであること。	
8	もみじ公園	屋外	石浦	1.20m以内 0.80m以内	1台	12,000円	必要	下記(1)のとおり	産業経済部 農林水産課 農林水産係 (0772-45-1626)

- (1) 物件番号8は、回収ボックスを設置し、公園の美観保持（ゴミ回収）に積極的に協力すること。また、電気代使用料相当額は自動販売機分とあわせて、隣接する公衆便所の電気使用料相当額も納めること。なお、電力使用料計測用子メーターの設置は不要である。
- (2) 宮津市役所は、宮津市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）に規定されている日が閉庁日である。
- (3) 中央公民館の開館時間等は、宮津市中央公民館使用条例施行規則（昭和43年教委規則第1号）に規定されている日が閉庁日である。
- (4) 設置場所の寸法には、原則、放熱スペース等を含む。ただし、回収ボックスのスペースは含んでいない。
- (5) 設置可能台数を超える台数の設置はできない。
- (6) 複数の物件に応募することは可能である。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(4)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 宮津市内に営業所を有する者又は宮津市民（物件番号1から5までについては宮津市外の者も可）。
- (2) 次のアからスまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者
- ク 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
- ケ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
- コ 自動販売機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
- サ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた日から2年を経過していない者
- シ 正当な事由がなく契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
- ス クからシのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者
- (3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。
- 3 入札条件等
 - (1) 自動販売機設置スペースの使用許可期間
 - ア 設置スペースの使用許可の期間（以下「設置許可期間」という。）は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
 - イ アに定める期間の利用状況等を踏まえ、引き続き設置していくことが適当と認められるときは、当初の入札条件を変更しないことを前提として、設置許可期間終了日の翌日から2年を限度に使用許可の更新を行う。
 - ウ 設置許可期間の期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、当該使用の許可を取り消す場合がある。
 - (2) 設置スペースの使用料
 - ア 自動販売機設置者に決定した者は、物件ごとに決定した者が入札した価格を市長の定める日までに納入しなければならない。
 - (3) 設置する自動販売機の条件
 - ア 販売品目はアルコール飲料を除くものとし、コーヒー・お茶・紅茶・ジュース・フローズン・乳飲料等から季節に応じて売れ筋となる販売品目を具体的に提案すること。
 - イ 販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。（個別に販売価格の条件がある場合は、当該販売価格を上回る価格としないこと。）
 - ウ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダー等）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とするほか、閉館時間や閉館日はタイマー等の設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすること。
 - (4) 自動販売機の設置に際しての条件
 - ア 自動販売機の設置位置は、物件ごとに自動販売機設置位置図に示した場所とし、指定した外形寸法の上限を超えないものとする。
 - イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認し、転倒防止措置を講じること。
 - ウ 設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとすること。
 - エ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。
 - オ 物件番号4から8までについては、販売する飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボッ

クスを設置し、自販機設置者の責任で適切に回収すること。

(5) 自動販売機の設置・撤去に要する費用等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーターの設置費等を含む。)及び維持管理等に係る一切の費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、自販機設置者の負担とする。

イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、市長の定める日までにその全額を納入しなければならない。

(6) 維持管理責任

設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

ア 設置許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。(該当の場合のみ)

イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、自販機設置者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)を宮津市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自販機設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て自販機設置者が負うこと。

(7) その他

ア 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時刻及び経路について、宮津市の指示に従うこと。

イ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて宮津市と協議し、その指示に従うこと。

ウ 自販機設置者は、設置許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、設置許可期間内に原状回復すること。

エ 自販機設置者の自己都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は既に納めた使用料は還付しない。

オ エにより自動販売機を撤去する場合又は「4 使用許可の取消し」のいずれかに該当し設置の許可が取り消された場合、自販機設置者は速やかに原状回復すること。

カ 原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。

キ その他物件ごとに宮津市が定める事項に従うこと。

4 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、既に納めた使用料は還付しない。

ア 許可場所を公用又は公共用に供する必要が生じた場合

イ 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合

エ 自販機設置者が入札参加資格を失った場合

オ 自販機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 前号のウからオまでのいずれかに該当する場合は、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自販機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

5 入札申込等

(1) 入札申込

入札に参加しようとする者は、入札申込書(様式1)に次に掲げる書類を添えて宮津市に提出しなければならない。

ア 申込物件チェックリスト(様式2)

イ 誓約書(様式 3)

ウ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※ 入札申込日前 3 か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許証の写し

オ 販売品目等一覧表(様式 4)

カ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))

※ 提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

キ 役員調書(法人の場合のみ)(様式 5)

ク 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式 8)

ケ 地方税納税証明書(滞納がないことの証明書)

※ 提出日前 3 か月以内に発行されたものに限る(コピー可)。

(2) 入札申込期間等

ア 入札申込書の受付期間：平成30年 2 月 26 日(月)～平成30年 3 月 7 日(水)必着

イ 入札申込書の受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市総務部財政課管財契約係(本館3階)

※ 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送での申込みは、簡易書留(又は書留)とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかった場合は受け付けない。

※ 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。

※ 電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

6 入札日時、場所及び持参するもの

(1) 入札日時 平成30年 3 月 9 日(金) 午前11時

(2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟 1 階)

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。なお、入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前 3 か月以内に発行されたもの)を添付すること。

エ 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

7 入札の方法

(1) 入札は、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。

(2) 入札会場に入室できる者は、2 名までとする。

(3) 入札書は、宮津市の入札書(様式 6)を使用すること。

(4) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は入札者及び代理人の住所及び氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印すること。

(5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。

(6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。

(9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投函すること。

8 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

9 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 前号に該当する者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入

札者はくじ引きを辞退することができない。

(3) 落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとする。

(4) 落札者は、宮津市からの落札決定書をもって自販機設置者となる。

10 入札の変更等

(1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。

ア 最低年額使用料を下回るもの

イ 入札参加資格がない者が入札したもの

ウ 指定の期間内に提出しなかったもの

エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの

オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの(その入札のみ無効)

カ 入札書の訂正をしたもの

キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 自販機設置者の提出書類

自販機設置者に決定した者は、宮津市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

(1) 設置場所の図面

(2) 設置する自動販売機のカatalog(仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの)

(3) 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)

※入札参加申込書に添付した「自動販売機の管理関係等に関する届出書」の内容と異なる場合

(4) 行政財産一時使用許可申請書(様式9) (物件番号1から3まで及び6から8までの自販機設置者)

(5) 教育財産一時使用許可申請書(様式10) (物件番号4及び5の自販機設置者)

12 自動販売機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自販機設置者としての決定を取り消し、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自販機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

(1) 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合

(2) 自販機設置者が入札参加資格を失った場合

(3) 自販機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

13 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、自動販売機設置者の負担とする。

14 入札に関する問い合わせ

宮津市総務部財政課管財契約係(本館3階)

電 話 : 0772-45-1611(直通)

F A X : 0772-25-1691

※個々の入札物件に関する問い合わせは、別添「入札物件一覧表」の各担当部署とする。

* * *

宮津市公告第9号

条件付一般競争入札の実施について

宮津第6処理分区マンホールポンプ設備工事の請負契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 宮津第6処理分区マンホールポンプ設備工事

(2) 工事番号 宮下29第15号

- (3) 工事場所 宮津市字惣 地内
- (4) 工事概要 マンホールポンプ設備
- 機械設備 一式
- ・汚水ポンプ 2 台 (うち 1 台 槽内洗浄機能有)
 - ・予旋回槽 1 基
- 電気設備 一式
- ・ポンプ制御盤 (装柱式) 1 面 (通報装置内蔵)
 - ・引込開閉器盤 (装柱式) 1 面
 - ・投込式水位計 (圧力式) 1 組
 - ・フロートスイッチ 1 台
- (5) 工事期間 平成30年 3 月23日から平成30年 6 月29日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
- 担当部署 宮津市総務部財政課 (管財契約係)
- 宮津市役所本館 3 階
- 郵便番号 626-8501
- 所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1
- 電話番号 0772-45-1611
- FAX番号 0772-25-1691
- E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
- (2) 許 可 業 種 機械器具設置工事
- (3) 許 可 区 分 特定建設業許可
- (4) 総合評定値 640点以上
- (機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値 P)
- (5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者
- (6) 施 工 実 績 平成19年以降に元請負で、電動機出力0.75 k w、吐出量0.159m³/min以上の自社製造のポンプ及び制御盤のマンホールポンプ設備工事の実績があること。
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。
- (8) そ の 他 「条件付一般競争入札実施要領」第 3 条第 1 項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式 1)
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
- ア 3 に掲げる建設業許可証明書の写し
- イ 経営事項審査結果通知書の写し (最新のもの)
- ウ 営業所一覧表
- エ 工事の施工実績調書 (別記様式 2)
- 3 に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも 1 件記載すること。
- オ 配置予定技術者調書 (別記様式 3)
- 3 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者 (以下「技術者」という。) の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
- また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
- 技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。
- この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいう。
- カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月7日（水）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

平成30年2月21日（水）から平成30年3月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は平成30年3月2日（金）の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

平成30年3月7日（水）まで

ただし、郵送の場合は平成30年3月7日（水）の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

平成30年3月12日（月）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成30年3月15日（木）午前11時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、14,933,160円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第10号

条件付一般競争入札の実施について

府中第1処理分区マンホールポンプ設備工事(その1)の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 府中第1処理分区マンホールポンプ設備工事(その1)

(2) 工事番号 宮下29第16号

(3) 工事場所 宮津市字難波野 地内

(4) 工事概要 マンホールポンプ設備

機械設備 一式

・汚水ポンプ 2台（うち1台 槽内洗浄機能有）

・予旋回槽 1基

電気設備 一式

- ・ポンプ制御盤（装柱式） 1 面（通報装置内蔵）
- ・引込開閉器盤（装柱式） 1 面
- ・投込式水位計（圧力式） 1 組
- ・フロートスイッチ 1 台

(5) 工事期間 平成30年3月23日から平成30年6月29日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）

宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 許可区分 特定建設業許可

(4) 総合評定値 640点以上

（機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P）

(5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者

(6) 施工実績 平成19年以降に元請負で、電動機出力0.75kw、吐出量0.159m³/min以上の自社製造のポンプ及び制御盤のマンホールポンプ設備工事の実績があること。

(7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表

エ 工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

オ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

（ア）エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

（イ）オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成30年2月20日（火）から平成30年3月7日（水）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

平成30年2月21日（水）から平成30年3月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は平成30年3月2日（金）の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

平成30年3月7日（水）まで

ただし、郵送の場合は平成30年3月7日（水）の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

平成30年3月12日（月）に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成30年3月15日（木）午前11時10分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格

とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、13,534,560円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第11号

条件付一般競争入札の実施について

府中第1処理分区マンホールポンプ設備工事(その2)の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 府中第1処理分区マンホールポンプ設備工事(その2)

(2) 工事番号 宮下29第17号

(3) 工事場所 宮津市字難波野 地内

(4) 工事概要 マンホールポンプ設備

機械設備 一式

・汚水ポンプ 2台（うち1台 槽内洗浄機能有）

・予旋回槽 1基

電気設備 一式

・ポンプ制御盤（装柱式） 1面（通報装置内蔵）

・引込開閉器盤（装柱式） 1面

・投込式水位計（圧力式） 1組

・フロートスイッチ 1台

(5) 工事期間 平成30年3月23日から平成30年6月29日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）

宮津市役所本館 3 階

郵便番号 626-8501

所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 許可区分 特定建設業許可

(4) 総合評定値 640点以上

(機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)

(5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者

(6) 施工実績 平成19年以降に元請負で、電動機出力0.75kw、吐出量0.159m³/min以上の自社製造のポンプ及び制御盤のマンホールポンプ設備工事の実績があること。

(7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式1)

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し(最新のもの)

ウ 営業所一覧表

エ 工事の施工実績調書(別記様式2)

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

オ 配置予定技術者調書(別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者(以下「技術者」という。)の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成30年2月20日(火)から平成30年3月2日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成30年2月20日(火)から平成30年3月7日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

- ※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
平成30年2月21日（水）から平成30年3月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は平成30年3月2日（金）の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付
設計図書等に関する質問
平成30年3月7日（水）まで
ただし、郵送の場合は平成30年3月7日（水）の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧
設計図書等に関する回答
平成30年3月12日（月）に宮津市ホームページに掲載する。
※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札日時及び場所
平成30年3月15日（木）午前11時20分
宮津市役所本館南棟1階第2会議室
- (7) その他
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- 6 入札参加資格の確認
条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。
- 7 入札参加資格の喪失
申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。
(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 8 入札の方法等
(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。
(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。
(3) 郵便による入札は認めない。
(4) 入札金額は「千円止め」とする。
(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。
ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
カ その他入札条件に違反したとき。
キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。
- 9 落札者の決定方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。
- 10 予定価格
予定価格は、13,530,240円（消費税含む。）とする。
- 11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。
- 12 支払条件
- (1) 前払金
請負代金の額の4割以内とする。
（中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）
- (2) 部分払
部分払いは、3回までとする。
- 13 その他
- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

— * * * —

宮津市公告第12号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第2項の規定により公告します。

平成30年2月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 名 称 中村自治会
 区 域 宮津市字中村小字生出175番地から字中村279番地の3まで及び中村小字浜282番地の1から282番地の4まで並びに字中村小字石バシ32番地の1、32番地の2、34番地の1、34番地の2及び35番地並びに字中村小字イケシリ39番地及び40番地並びに字脇小字川向16番地の5の区域
 主たる事務所の所在地 京都府宮津市字中村189番地
- 2 不動産に関する事項
 別紙のとおり
- 3 公告期間
 平成30年2月27日から平成30年5月28日まで
- 4 異議を述べる方法
 宮津市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

別紙

土地の地目 宅地

面 積 543.54㎡

所在地 宮津市字中村小字浜263番地

登記名義人の氏名及び住所

中島 久右衛門	<省 略>
和田野 亀藏	<省 略>
和田野 岩藏	<省 略>
中島 市右衛門	<省 略>
中島 庄右衛門	<省 略>
和田野 龍藏	<省 略>
和田野 浩一郎	<省 略>
井本 とめ	<省 略>
和田野 儀七郎	<省 略>
和田野 両七	<省 略>
和田野 竜也	<省 略>
和田野 七治郎	<省 略>
内藤 吉藏	<省 略>
中島 喜代八	<省 略>
中島 久四郎	<省 略>
和田野 久兵衛	<省 略>
中島 安右衛門	<省 略>
古旗 吉右衛門	<省 略>
井本 久治郎	<省 略>
和田野 久藏	<省 略>
和田野 米藏	<省 略>
和田野 重治郎	<省 略>
和田野 藤助	<省 略>
安浦 藤八	<省 略>

土地の地目 宅地

面 積 49.00㎡

所在地 宮津市字中村小字浜265番地

登記名義人の氏名及び住所

中島 滋柴	<省 略>
中島 芳左衛門	<省 略>
内藤 登喜藏	<省 略>
和田野 喜四郎	<省 略>
和田野 竜也	<省 略>
和田野 鶴藏	<省 略>
中島 安右衛門	<省 略>
古旗 寅藏	<省 略>
中島 留吉	<省 略>
井本 熊藏	<省 略>
井本 長吉	<省 略>
中島 久藏	<省 略>
和田野 久藏	<省 略>
和田野 龍藏	<省 略>
龍田 為市	<省 略>

和田野 浩一郎	<省 略>
和田野 伊右衛門	<省 略>
安浦 由之助	<省 略>
平田 寅藏	<省 略>
和田野 石藏	<省 略>
和田野 岩藏	<省 略>

土地の地目 宅地

面 積 543.21㎡

所在地 宮津市字中村小字浜267番地

登記名義人の氏名及び住所

中島 滋柴	<省 略>
中島 芳左衛門	<省 略>
内藤 登喜藏	<省 略>
和田野 喜四郎	<省 略>
和田野 鶴藏	<省 略>
中島 安右衛門	<省 略>
古旗 寅藏	<省 略>
中島 留吉	<省 略>
井本 熊藏	<省 略>
井本 長吉	<省 略>
中島 久藏	<省 略>
和田野 久藏	<省 略>
和田野 龍藏	<省 略>
龍田 為市	<省 略>
和田野 浩一郎	<省 略>
和田野 伊右衛門	<省 略>
安浦 由之助	<省 略>
平田 寅藏	<省 略>
和田野 石藏	<省 略>
和田野 岩藏	<省 略>
和田野 竜也	<省 略>

土地の地目 宅地

面 積 23.00㎡

所在地 宮津市字中村268番地

登記名義人の氏名及び住所

中島 久右衛門	<省 略>
和田野 亀藏	<省 略>
和田野 岩藏	<省 略>
中島 市右衛門	<省 略>
中島 庄右衛門	<省 略>
和田野 龍藏	<省 略>
和田野 浩一郎	<省 略>
井本 とめ	<省 略>
和田野 儀七郎	<省 略>

和田野 両七	<省 略>
和田野 竜也	<省 略>
和田野 七治郎	<省 略>
内藤 吉藏	<省 略>
中島 喜代八	<省 略>
中島 久四郎	<省 略>
和田野 久兵衛	<省 略>
中島 安右衛門	<省 略>
古旗 吉右衛門	<省 略>
井本 久治郎	<省 略>
和田野 久藏	<省 略>
和田野 米藏	<省 略>
和田野 重治郎	<省 略>
和田野 藤助	<省 略>
安浦 藤八	<省 略>

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第2号

平成30年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月19日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成30年2月20日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル〕4階
応接会議室

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第3号

平成30年第3回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年2月21日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成30年2月27日(火) 午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル〕4階
応接会議室

————— * * * —————

宮津市教育委員会告示第4号

平成30年第4回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年2月26日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成30年3月9日(金) 午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル〕4階
応接会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第 1 号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年 3 月 1 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 2 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 2 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年 3 月 1 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5, 3 3 6 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 3 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年 3 月 1 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2, 6 6 8 人

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第 3 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年 3 月 1 日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成30年 3 月 8 日（木） 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議案第 7 号 非農地証明について

議案第 8 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第 9 号 農用地利用配分計画について

議案第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について